

○剣淵町農業委員会会議規則

平成11年 7 月 1 日農業委員会規則第 1 号

改正 平成12年 3 月24日農委規則第 1 号

平成12年 9 月13日農委規則第 2 号

平成29年 5 月19日農委規則第 1 号

剣淵町農業委員会会議規則（昭和29年農業委員会規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 剣淵町農業委員会の会議（以下「総会」という。）は法令で規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（総会の招集）

第 2 条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく総会を招集しなければならない。

（1）現に在任する委員の 3 分の 1 以上の者が総会に付議すべき事項を示して、総会を招集すべき旨の請求をしたとき。

（2）町長が諮問したとき。

（総会の通知及び公示）

第 3 条 会長は、総会の日時、場所、議案、その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに、委員会の事務所に公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急止むを得ない場合を除き、総会の日前 3 日までにこれをしなければならない。

（欠席の届出）

第 4 条 委員は、事故等のため出席できないときは、その理由を付して、当日の会議時刻までに会長に届出なければならない。

（議長）

第 5 条 会長は、総会の議長となり議事を整理する。

（審議事項の制限）

第 6 条 総会は、第 3 条第 1 項の規定により通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。ただし、第10条の場合は、この限りでない。

（議席の決定）

第 7 条 議席は、委員の任期満了による任命の後最初の総会において、くじで定める。

2 欠員、補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき総会において議長が定める。

（総会の成立）

第 8 条 総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第31条第 1 項の規定により総会を開くことができなくなるときは、この限りでない。

（発言）

第 9 条 委員は、議案について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。総会の同意又は要求により出席した公務員、その他の者が発言しようとするときもまた同様とする。

(動議)

第10条 動議は、出席委員2人以上の同意がなければ、これを議案として審議することができない。

(議決の方法)

第11条 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 採決に当たり可否を表明しないものは、棄権したものとみなす。

(採決の方法)

第12条 採決は、起立又は挙手による。ただし、重要な事項については投票による。

(議事参与の制限)

第13条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

(議事録)

第14条 会長は、職員をして各委員の発言の要旨、その他議事の概要を記録させ、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名押印しなければならない。ただし、記名押印をもって署名にかえることができる。

3 議事録は、委員会の事務所に備え付け、インターネットの利用等による公表を含め、一般の縦覧に供しなければならない。

(会議の公開)

第15条 総会は、公開とし、いかなる理由があっても秘密会とすることができない。

(傍聴人)

第16条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

2 銃器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認めたものは、入場することができない。

3 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。

4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(その他)

第17条 この規則に規定しない事項については、会長が別にこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日農委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月13日農委規則第2号)

この規則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月19日農委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。